

議第164号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準(第3条から第6条までにおいて「基準」という。)について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準の目的)

第3条 基準は、児童福祉施設に入所している者(以下「入所者」という。)が、明るく衛生的な環境の下で、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障することを目的とする。

(設備および運営の向上)

第4条 知事は、滋賀県社会福祉審議会の意見を聴いて、児童福祉施設の設置者(次条および別表第1において「設置者」という。)に対し、基準を超えてその設備および運営を向上させるよう勧告することができる。

第5条 設置者は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、当該児童福祉施設の設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている児童福祉施設において、基準を理由として、その設備または運営を低下させないように努めなければならない。

(設備および運営に関する基準)

第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 助産施設 別表第2
- (2) 乳児院 別表第3
- (3) 母子生活支援施設 別表第4
- (4) 保育所 別表第5

- (5) 児童厚生施設 別表第 6
- (6) 児童養護施設 別表第 7
- (7) 福祉型障害児入所施設 別表第 8
- (8) 医療型障害児入所施設 別表第 9
- (9) 福祉型児童発達支援センター 別表第10
- (10) 医療型児童発達支援センター 別表第11
- (11) 情緒障害児短期治療施設 別表第12
- (12) 児童自立支援施設 別表第13
- (13) 児童家庭支援センター 別表第14

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(保育所の職員の特例)

- 2 入所させる乳児の数が 6 人以上である保育所における別表第 5 第 2 項第 2 号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1 人に限り、保育士とみなす。

(特例幼保連携保育所の特例)

- 3 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）別表第 2 に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第 3 条第 3 項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成するよう保育所を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室または遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児または満 2 歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積ならびに満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積を除く。）が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であるときは、当分の間、別表第 5 第 1 項第 3 号イ(ア)の規定は、適用しない。

学級数	面 積
1 学 級	180 平方メートル
2 学 級 以 上	320 平方メートルに、100 平方メートルに学級数から 2 を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

- 4 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場（当該特例幼保連携保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場および運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児について別表第5第1項第3号ウの規定により算定した面積とを合計した面積以上であるときは、当分の間、同号ウの規定は、適用しない。

学級数	面 積
2 学 級 以 下	330 平方メートルに、30平方メートルに学級数から 1 を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積
3 学 級 以 上	400 平方メートルに、80平方メートルに学級数から 3 を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

- 5 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき別表第5第2項第2号に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同号の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置または移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 6 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。ただし、当分の間、相当な期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。
- 7 第2項から前項までの規定は、滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第2に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第5項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。
- （児童養護施設の職員の特例）
- 8 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の法第43条の2に規定する虚弱児施設であって、改正法附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされるものについては、当分の間、別表第7第2項第5号中「児童指導員および保育士」とあるのは、「児童指導員、保育士および看護師」とする。
- （福祉型障害児入所施設の設備の特例）
- 9 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に

において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（平成23年6月17日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、別表第8第1項第7号において準用する別表第7第1項第4号ア（イ）の規定の適用については、同号ア（イ）中「4.95平方メートル（乳幼児1人当たりの乳幼児のみの居室の床面積にあっては、3.3平方メートル）」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

（児童自立支援施設の職員の資格の特例）

- 10 平成10年4月1日前において、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）第1条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、別表第13第1項第5号から第7号までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

別表第1（第6条関係）

- 1 児童福祉施設の構造および設備は、採光、換気等の入所者の保健衛生および入所者に対する危害の防止について十分考慮されたものとする。
- 2 職員の資質の確保等
 - (1) 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものであること。
 - (2) 職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めること。
 - (3) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- 3 設置者は、当該児童福祉施設に他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室および当該児童福祉施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。
- 4 人権への配慮等
 - (1) 設置者は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うこと。
 - (2) 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。
 - (3) 設置者は、入所者の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。
 - (4) 児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、入所中の児童等に対し

法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、または同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

- (5) 設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

5 衛生管理等

- (1) 設置者は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 施設長（助産施設、保育所および児童厚生施設の施設長を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清しきをすること。
- (4) 設置者は、当該児童福祉施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

6 非常災害対策

- (1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。
- (2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。
- (3) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

7 食事

- (1) 設置者（助産施設の設置者を除く。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第3項の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行うこと。
- (2) 食事は、栄養ならびに入所者の身体的状況およびし好を考慮したものとすること。
- (3) 食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとすること。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。ただし、少数の児童等を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- (5) 施設長は、児童等の健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めること。

8 健康診断

- (1) 施設長（児童厚生施設および児童家庭支援センターの施設長を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に対し、入所時の健康診断、定期の健康診断および臨時の健康診断を、

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。

- (2) 前号の定期の健康診断は、少なくとも1年に2回行うこと。
- (3) 施設長は、第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、施設長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断

- (4) 施設長は、第1号の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ、入所の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施を解除し、または停止する等必要な手続を執ること。
 - (5) 設置者は、職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者に対して特に注意を払うこと。
- 9 設置者（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2に規定する給付金（以下この項において「給付金」という。）として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。第1号において「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。
- (1) 入所中の児童等に係る金銭（以下この項において「児童等に係る金銭」という。）を当該児童等のその他の財産と区分すること。
 - (2) 児童等に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - (3) 児童等に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
 - (4) 当該児童等が児童福祉施設を退所した場合には、速やかに、児童等に係る金銭を当該児童等に取得させること。
- 10 設置者は、次に掲げる事項について必要な規程を定めること。
- (1) 入所者の援助に関する事項
 - (2) 施設の管理に関する事項
- 11 設置者は、職員、財産、収支および入所者の処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 12 運営内容の公表等
- (1) 施設長は、地域社会との交流および連携を図り、児童等の保護者および地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めること。
 - (2) 施設長は、児童福祉施設の運営について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努め

ること。

13 秘密保持

- (1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。

14 苦情への対応

- (1) 設置者は、その行った援助に関する入所者またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
- (2) 設置者（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設の設置者に限る。）は、前号の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させること。
- (3) 設置者は、その行った援助に関し、都道府県または市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。
- (4) 設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。

別表第2（第6条関係）

助産施設の設置および運営に関する基準

1 職員

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第2条第1項に規定する助産所である助産施設（以下この表において「助産所である助産施設」という。）の設置者は、同項に規定する助産所として必要な職員のほか、1人以上の専任または嘱託の助産師を置くこと。

- (2) 助産所である助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者とする。

- 2 助産所である助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、当該助産所である助産施設の長は、速やかに、当該妊婦を助産所である助産施設以外の助産施設その他適当な病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に入所させる手続を執ること。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

- 3 助産施設の設置者は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合には、同項に規定する妊産婦以外の妊産婦を入所させることができる。

別表第3（第6条関係）

乳児院の設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 入所させる乳幼児（乳児または幼児をいう。以下同じ。）の数が10人以上である乳児院
ア 乳児院の設置者は、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室お

よび便所を設けること。

イ 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 寝室の乳幼児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(イ) 観察室の乳幼児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

(2) 入所させる乳幼児の数が10人未満である乳児院

ア 乳児院の設置者は、乳幼児の養育のための専用の室および相談室を設けること。

イ 乳幼児の養育のための専用の室の床面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、かつ、乳幼児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

2 職員

(1) 前項第1号の乳児院

ア 乳児院の設置者は、医師または嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあっては、調理員を置かないことができる。

イ 乳児院の設置者は、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児またはその保護者の数が10人以上である場合には、心理療法担当職員を置くこと。

ウ 看護師の数は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる乳幼児の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める数を合計した数(その数が7人未満であるときは、7人)以上とすること。

(ア) 乳児および満2歳に満たない幼児 おおむね当該乳幼児の数を1.6で除して得た数

(イ) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を2で除して得た数

(ウ) 満3歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を4で除して得た数

エ 看護師は、保育士または別表第7第2項第8号アからコまでのいずれかに該当する児童指導員をもってこれに代えることができる。この場合においても、乳児院の設置者は、入所させる乳幼児の数が10人である乳児院にあっては2人以上、入所させる乳幼児の数が10人を超える乳児院にあっては2人に当該超える数がおおむね10人増すごとに1人を加えた数以上の看護師を置かなければならない。

オ 入所させる乳幼児の数が20人以下である乳児院の設置者は、エの規定により看護師に代えて置く保育士のほか、1人以上の保育士を置くこと。

カ 医師または嘱託医は、小児科の診療に相当の経験を有する者とすること。

キ 家庭支援専門相談員は、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に従事した期間が5年以上である者または法第13条第2項各号のいずれかに該当する者とすること。

ク 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。)の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および

集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とすること。

(2) 前項第2号の乳児院

ア 乳児院の設置者は、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員および調理員またはこれに代わるべき者を置くこと。

イ 看護師の数は、7人以上とすること。

ウ 前号工前段の規定は、イの規定による看護師の配置について準用する。この場合においても、乳児院の設置者は、1人以上の看護師を置かなければならない。

(3) 乳児院の設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前2号に定める基準を超えて、乳幼児の養育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

(4) 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとする。

ア 医師であって、小児保健に関して学識経験を有するもの

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 乳児院の職員として勤務した期間が3年以上である者

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたは厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

(ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県または市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(イ) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(ウ) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア）または（イ）に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(5) 乳児院の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けること。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 第1項第1号の乳児院の長は、乳児が入所したときは、その入所の日から、医師または嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、その心身の状況を観察すること。

4 乳児院の長は、次項第1号の養育の目的を達成するため、入所中の乳幼児について、乳幼児およびその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。

5 養育等

(1) 養育は、乳幼児の心身および社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものとする。

(2) 養育の内容は、乳幼児の年齢および発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊びおよび運動のほか、健康状態の把握、別表第1第8項第1号

に規定する健康診断および必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

(3) 家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行うこと。

6 乳児院の長は、乳児院の運営について、1年に1回以上自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図ること。

7 乳児院の長は、乳幼児の養育および家庭環境の調整に当たっては、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等と連携すること。

別表第4（第6条関係）

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 母子生活支援施設の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、母子室、集会、学習等を行う室および相談室を設けること。

(2) 設置者は、乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、必要に応じ、保育所に準ずる設備を設けること。この場合においては、別表第5（第2項第2号を除く。）の規定を準用する。

(3) 設置者は、入所させる乳幼児の数が30人未満である母子生活支援施設にあっては静養室を、入所させる乳幼児の数が30人以上である母子生活支援施設にあっては医務室および静養室を設けること。

(4) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 母子室には、調理設備、浴室および便所を設けること。

イ 母子室は、1世帯につき1室以上とし、その床面積は、30平方メートル以上とすること。

2 職員

(1) 設置者は、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員および調理員またはこれに代わるべき者を置くこと。

(2) 設置者は、心理療法を行う必要があると認められる母子の数が10人以上である場合には、心理療法担当職員を置くこと。

(3) 設置者は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置くこと。

(4) 母子支援員の数は、入所させる母子の世帯の数が10世帯以上20世帯未満である母子生活支援施設にあっては2人以上、入所させる母子の世帯の数が20世帯以上である母子生活支援施設にあっては3人以上とすること。

(5) 少年を指導する職員の数は、入所させる母子の世帯の数が20世帯以上である母子生活支援施設にあっては、2人以上とすること。

(6) 前項第2号の規定により保育所に準ずる設備を設ける場合に置く保育士の数は、おおむね乳幼児の数を30で除して得た数（その数が1人未満であるときは、1人）以上とすること。

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とすること。

ア 法第13条第2項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設（以下「養成学校等」という。）を卒業した者

イ 保育士の資格を有する者

ウ 社会福祉士の資格を有する者

エ 精神保健福祉士の資格を有する者

オ 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含む。別表第13第1項第6号キにおいて同じ。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉事業に従事した期間が2年以上であるもの

(8) 前各号に定めるもののほか、母子生活支援施設の職員については、別表第3第2項第1号ク、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う母子生活支援施設」と、「乳児院を」とあるのは「母子生活支援施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「母子生活支援施設」と読み替えるものとする。

3 生活支援

(1) 生活支援は、親子関係の再構築等および母子が母子生活支援施設を退所した後の生活の安定が図られ、母子の自立の促進に資することとなるものとする。

(2) 生活支援の内容は、母子の家庭生活および稼働の状況に応じ、家庭生活、児童等の養育および就労に関する相談、助言および指導ならびに関係機関との連絡調整その他の支援とすること。

4 母子生活支援施設の長は、母子の保護および生活支援に当たっては、福祉事務所、児童等の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体、公共職業安定所等と連携すること。

5 別表第3第4項および第6項の規定は、母子生活支援施設について準用する。この場合において、同表第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第4第3項第1号の生活支援」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と読み替えるものとする。

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 保育所の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室またはほふく室、医務室、調理室および便所を設けること。

(2) 設置者は、満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号ウにおいて同じ。）、

調理室および便所を設けること。

(3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 乳児室またはほふく室

(ア) ほふくをしない乳児または第1号の幼児1人当たりの床面積は1.65平方メートル以上、ほふくをする乳児または同号の幼児1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(イ) 保育に必要な用具を備えること。

イ 保育室または遊戯室

(ア) 前号の幼児1人当たりの床面積は、1.98平方メートル以上とすること。

(イ) 保育に必要な用具を備えること。

ウ 屋外遊技場の前号の幼児1人当たりの面積は、3.3平方メートル以上とすること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける建築物にあっては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあっては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとすること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から2階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から3階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋

		内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段

ウ イの表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。

カ 乳幼児が出入りし、または通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防災処理が施されていること。

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

ア 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、当該保育所の長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。

イ 当該保育所または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

ウ 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(ア) 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

(イ) 幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

エ 食を通じた乳幼児の健全な育成を図るため、乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(6) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の乳児または満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、前号後段の規定を準用する。

2 職員

(1) 設置者は、保育士、嘱託医および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、開所時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア 乳児 おおむね乳児の数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を6で除して得た数

ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除して得た数（認定こども園（就学前保育等推進法第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、おおむね短時間利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）の数を35で除して得た数と長時間利用児（1日に8時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）の数を20で除して得た数とを合計した数）

エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数（認定保育所にあつては、おおむね短時間利用児の数を35で除して得た数と長時間利用児の数を30で除して得た数とを合計した数）

(3) 市町が、その設定する特区法第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所

であって、入所させる乳児の数が4人以上6人未満であるものについて、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における前号に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

(4) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前3号に定める基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。

3 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めること。

4 法第56条第3項の規定による徴収金および就学前保育等推進法第13条第4項後段の保育料（以下この項において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る乳幼児について提供する役務（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から料金の支払を受ける場合にあっては、当該料金の額は、当該役務の提供に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めること。

5 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。

6 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と連絡をとり、保育の内容について、その保護者の理解および協力を得よう努めること。

別表第6（第6条関係）

児童厚生施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 屋外の児童厚生施設の設置者は、広場、遊具および便所を設けること。

(2) 屋内の児童厚生施設の設置者は、集会室、遊戯室、図書室および便所を設けること。

2 職員

(1) 児童厚生施設の設置者は、児童に遊びを指導する者を置くこと。

(2) 児童に遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 養成学校等を卒業した者

イ 保育士の資格を有する者

ウ 社会福祉士の資格を有する者

エ 別表第4第2項第7号オに掲げる者

オ 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者

カ 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（設置者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、知事）が適当と認めたもの

(ア) 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(イ) 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(ウ) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修了した者

(エ) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

3 遊びの指導は、児童の自主性、社会性および創造性を高め、地域における児童の健全な育成に資することとなるものとする。

4 児童厚生施設の長は、必要に応じ、児童の健康および行動について、その保護者に連絡すること。

別表第7（第6条関係）

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 児童養護施設の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、居室、相談室、調理室、浴室および便所を設けること。

(2) 設置者は、入所させる児童等の数が30人以上である児童養護施設には、医務室および静養室を設けること。

(3) 設置者は、児童等の年齢、適性等に応じ、職業指導に必要な設備を設けること。

(4) 設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 居室

(ア) 定員は、4人（乳幼児のみの居室の定員にあっては、6人）以下とする。

(イ) 児童等1人当たりの床面積は、4.95平方メートル（乳幼児1人当たりの乳幼児のみの居室の床面積にあっては、3.3平方メートル）以上とする。

(ウ) 児童等の年齢等に応じ、男女別とする。

イ 便所は、男女別とする。ただし、少数の児童等を対象とするときは、この限りでない。

2 職員

(1) 設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である児童養護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童養護施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(2) 設置者は、乳児が入所している児童養護施設には、看護師を置くこと。

(3) 設置者は、心理療法を行う必要があると認められる児童等の数が10人以上である場合には、

- 心理療法担当職員を置くこと。
- (4) 設置者は、実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置くこと。
- (5) 児童指導員および保育士の総数は、次のアからエまでに掲げる幼児または児童等の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（入所させる児童等の数が45人以下である児童養護施設にあっては、当該合計した数に1人を加えた数）以上とすること。
- ア 満2歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を1.6で除して得た数
- イ 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を2で除して得た数
- ウ 満3歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を4で除して得た数
- エ 乳幼児を除く児童等 おおむね当該児童等の数を5.5で除して得た数
- (6) 看護師の数は、おおむね乳児の数を1.6で除して得た数（その数が1人未満であるときは、1人）以上とすること。
- (7) 設置者は、乳幼児の心身の健全な発達のため、前各号に定める基準を超えて、乳幼児の養護に直接従事する職員を配置するよう努めること。
- (8) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者とすること。
- ア 養成学校等を卒業した者
- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
- エ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- オ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学または社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修了した者
- キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ク 別表第4第2項第7号オに掲げる者
- ケ 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- コ 児童福祉事業に従事した期間が3年以上である者であって、知事が適当と認めたもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、児童養護施設の職員については、別表第3第2項第1号キおよびク、第4号ならびに第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは「児童養護施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う児童養護施設」と、「乳児院を」とあるのは「児童養護施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ

中「乳児院」とあるのは「児童養護施設」と読み替えるものとする。

3 養護

- (1) 養護は、児童等の心身の健やかな成長およびその自立を支援することとなるものとする。
- (2) 養護の内容は、児童等に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導および家庭環境の調整を行いつつ、児童等を養育することとなるものとする。

4 生活指導、学習指導、職業指導および家庭環境の調整

- (1) 生活指導は、児童等の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性および社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むことができるよう行うこと。
- (2) 学習指導は、児童等がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等により行うこと。
- (3) 職業指導は、勤労の基礎的な能力および態度を養うとともに、児童等がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習等により行うこと。
- (4) 家庭環境の調整は、児童等の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行うこと。

5 児童養護施設の長は、児童指導員および保育士のうち少なくとも1人を児童等と起居を共にさせること。

6 児童養護施設の長は、児童の養護に当たっては、児童等の通学する学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等と連携すること。

7 別表第3第4項および第6項の規定は、児童養護施設について準用する。この場合において、同表第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第7第3項第1号の養護」と、「乳幼児」とあるのは「児童等」と読み替えるものとする。

別表第8（第6条関係）

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 福祉型障害児入所施設の設置者は、居室、調理室、浴室、便所、医務室および静養室を設けること。ただし、入所させる児童等の数が30人未満である福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲ろうあ児（盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）またはろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を入所させるものにあつては医務室および静養室を、それぞれ設けないことができる。
- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けるこ

と。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備および音楽に関する設備

イ 浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備および映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、次に掲げる設備を設けること。

ア 訓練室および屋外訓練場

イ 浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備

(6) 主として盲児または主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 前各号に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の設備については、別表第7第1項第4号アおよびイ本文の規定を準用する。

2 職員

(1) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を4.3で除して得た数（入所させる児童等の数が30人以下である福祉型障害児入所施設にあっては、当該除して得た数に1人を加えた数）以上とすること。

ウ 嘱託医は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とすること。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する職員ならびに医師および看護師を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 看護師の数は、おおむね児童等の数を20で除して得た数以上とすること。

ウ 医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者とすること。

エ アからウまでに定めるもののほか、主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、前号イおよびウの規定を準用する。

(3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 児童指導員および保育士の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる児童の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数を合計した数(入所させる児童等の数が35人以下である福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計した数に1人を加えた数)以上とすること。

(ア) 乳幼児 おおむね乳幼児の数を4で除して得た数

(イ) 少年 おおむね少年の数を5で除して得た数

イ 嘱託医は、眼科または耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者とする。

ウ アおよびイに定めるもののほか、主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、第1号アの規定を準用する。

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第1号アに規定する職員および看護師を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を3.5で除して得た数以上とすること。

(5) 福祉型障害児入所施設の設置者は、心理指導を行う必要があると認められる児童等の数が5人以上である場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を、それぞれ置くこと。

(6) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

3 障害児入所支援の提供

(1) 福祉型障害児入所施設の長(以下この表において「施設長」という。)は、児童等およびその保護者の意向、児童等の適性、障害の特性その他の事情を勘案した障害児入所支援に関する計画を策定し、これに基づき障害児入所支援を提供すること。

(2) 施設長は、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより適切かつ効果的に障害児入所支援を提供すること。

4 生活指導、職業指導および学習指導

(1) 生活指導および職業指導は、児童等が当該福祉型障害児入所施設を退所した後、その適性に応じ、社会生活を営むことができるよう行うこと。

(2) 前号に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の職業指導および学習指導については、別表第7第4項第2号および第3号の規定を準用する。

5 施設長は、児童等の保護者に当該児童等の状態および能力を説明するとともに、児童等の生活指導、職業指導および学習指導に当たっては、当該児童等の通学する学校、児童福祉司、児

童委員等と連携すること。

- 6 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、児童等について、必要に応じ、心理学的および精神医学的診査を行うこと。ただし、当該診査が児童等の福祉に有害な実験となってはならない。

7 健康診断

- (1) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、障害の原因および機能障害の状況を診断すること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因およびその状況を診断すること。

- 8 別表第7第5項の規定は、福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）について準用する。

別表第9（第6条関係）

医療型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 設備

- (1) 医療型障害児入所施設の設置者は、病院として必要な設備のほか、訓練室および浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、静養室を設けること。
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、屋外訓練場、ギブス室、手工芸等の作業を指導するために必要な設備および義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを設けないことができる。
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備を設けること。

2 職員

- (1) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設
- ア 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士および児童発達支援管理責任者を置くこと。
- イ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を6.7で除して得た数以上とすること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設
- ア 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する職員および理学療法士または作業療法士を置くこと。
- イ 医療型障害児入所施設の長および医師は、肢体不自由のある者の療育に関して相当の経

験を有する医師とすること。

ウ 児童指導員および保育士の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる児童の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数を合計した数以上とすること。

(ア) 乳幼児 おおむね乳幼児の数を10で除して得た数

(イ) 少年 おおむね少年の数を20で除して得た数

(3) 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設

ア 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する職員および心理指導担当職員を置くこと。

イ 医療型障害児入所施設の長および医師は、内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科またはリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師とすること。

3 別表第8第3項の規定は医療型障害児入所施設について、別表第7第5項ならびに別表第8第4項および第5項の規定は医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。）について、同表第6項の規定は主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について、同表第7項第2号の規定は主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について、それぞれ準用する。

別表第10（第6条関係）

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）の設置者は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所ならびに児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

(2) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、静養室を設けること。

(3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、聴力検査室を設けること。

(4) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、指導訓練室、調理室、便所ならびに児童発達支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

(5) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 指導訓練室

(ア) 定員は、おおむね10人とすること。

(イ) 児童1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

イ 遊戯室の児童1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

2 職員

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）

ア 福祉型児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置くこと。

ウ 児童指導員、保育士および機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

エ 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とすること。

(2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、前号アおよびイに規定する職員および言語聴覚士を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 児童指導員、保育士、言語聴覚士および機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

ウ 言語聴覚士の数は、4人以上とすること。

エ 嘱託医は、眼科または耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者とすること。

(3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第1号アおよびイに規定する職員および看護師を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 児童指導員、保育士、看護師および機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

ウ 機能訓練担当職員の数は、1人以上とすること。

エ アからウまでに定めるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの職員については、別表第9第2項第3号イの規定を準用する。

- 3 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の状態および能力を説明するとともに、児童の生活指導に当たっては、児童福祉司、児童委員等と連携すること。
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの長は、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、難聴の原因および機能障害の状況を診断すること。
- 5 別表第8第3項および第4項第1号の規定は福祉型児童発達支援センターについて、同表第6項の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ準用する。この場合において、同表第4項第1号中「生活指導および職業指導」とあるのは、「生活指導」と読み替えるものとする。

別表第11（第6条関係）

医療型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

- 1 設備
 - (1) 医療型児童発達支援センターの設置者（以下この表において「設置者」という。）は、診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室および調理室を設けること。
 - (2) 設置者は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室および便所の手すりその他身体の機能の不自由を補う設備を設けること。
- 2 設置者は、診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士または作業療法士および児童発達支援管理責任者を置くこと。
- 3 別表第8第3項、第4項第1号および第7項第2号ならびに別表第10第3項の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、別表第8第4項第1号中「生活指導および職業指導」とあるのは、「生活指導」と読み替えるものとする。

別表第12（第6条関係）

情緒障害児短期治療施設の設備および運営に関する基準

- 1 設備
 - (1) 情緒障害児短期治療施設の設置者は、居室、静養室、調理室、浴室、便所、医務室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室および工作室を設けること。
 - (2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 居室
 - (ア) 定員は、4人以下とすること。
 - (イ) 児童等1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。
 - (ウ) 男女別とすること。
 - イ アに定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の設備については、別表第7第1項第4号イの規定を準用する。
- 2 職員
 - (1) 情緒障害児短期治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理

- 業務の全部を委託する情緒障害児短期治療施設にあつては、調理員を置かないことができる。
- (2) 心理療法担当職員の数、おおむね児童等の数を10で除して得た数以上とすること。
 - (3) 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を4.5で除して得た数以上とすること。
 - (4) 医師は、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する者とすること。
 - (5) 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学の学部において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であつて、個人および集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものとすること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の職員については、別表第3第2項第1号キ、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは「情緒障害児短期治療施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う情緒障害児短期治療施設」と、「乳児院を」とあるのは「情緒障害児短期治療施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「情緒障害児短期治療施設」と読み替えるものとする。

3 治療等

- (1) 治療（生活指導を含む。）は、児童等の社会的適応能力の回復を図り、児童等が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うこと。
 - (2) 家庭環境の調整は、児童等の保護者に当該児童等の状態および能力を説明するとともに、児童等の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行うこと。
- 4 情緒障害児短期治療施設の長は、児童等の治療に当たっては、児童等の通学する学校、児童相談所、児童委員、保健所、市町村保健センター等と連携すること。
- 5 別表第3第4項および第6項ならびに別表第7第5項の規定は、情緒障害児短期治療施設について準用する。この場合において、別表第3第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第12第3項第1号の治療」と、「乳幼児」とあるのは「児童等」と読み替えるものとする。
- 別表第13（第6条関係）

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

- (1) 児童自立支援施設の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、精神科の治療に相当の経験を有する医師または嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である児童自立支援施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託

- する児童自立支援施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。
- (2) 設置者は、心理療法を行う必要があると認められる児童等の数が10人以上である場合には、心理療法担当職員を置くこと。
- (3) 設置者は、実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置くこと。
- (4) 児童自立支援専門員および児童生活支援員の総数は、おおむね児童等の数を4.5で除して得た数以上とすること。
- (5) 児童自立支援施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）に定める児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修またはこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものとする。
- ア 医師であって、精神保健に関して学識経験を有するもの
- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 児童自立支援事業に従事した期間が5年（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識および技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年）以上である者
- エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間を合計した期間（以下この項において「児童福祉事業等従事期間」という。）が5年（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年）以上であるもの
- (ア) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市または児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (イ) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (ウ) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（(ア)または(イ)に掲げる期間に該当する期間を除く。）
- (6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有するもの
- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 養成学校等を卒業した者
- エ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であつて、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

オ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修了した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

カ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

キ 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童自立支援事業に従事した期間が3年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が5年以上であるもの

ク 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは教員としてその職務に従事した期間が2年以上であるもの

(7) 児童生活支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 保育士の資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 児童自立支援事業に従事した期間が3年以上である者

(8) 前各号に定めるもののほか、児童自立支援施設の職員については、別表第3第2項第1号キおよび第5号ならびに別表第12第2項第5号の規定を準用する。この場合において、別表第3第2項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは、「児童自立支援施設において児童等の指導」と読み替えるものとする。

3 自立支援

(1) 自立支援は、児童等がその適性および能力に応じて、自立した社会生活を営むことができるよう支援することを目的として行うこと。

(2) 自立支援の内容は、生活指導、職業指導および家庭環境の調整を行いつつ、児童等の自立を支援することとなるものとする。

4 施設長は、児童等の自立支援に当たっては、児童等の通学する学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等と連携すること。

5 別表第3第4項および第6項、別表第7第1項、第4項（第2号を除く。）および第5項ならびに別表第8第6項本文の規定は、児童自立支援施設について準用する。この場合において、別表第3第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第13第3項第1号の自立支援」と、「乳幼児」とあるのは「児童等」と、別表第7第1項第4号ア（ア）中「4人（乳幼児のみの居

室の定員にあつては、6人）」とあるのは「4人」と、同号ア(イ)中「4.95平方メートル(乳幼児1人当たりの乳幼児のみの居室の床面積にあつては、3.3平方メートル)」とあるのは「4.95平方メートル」と、同号ア(ウ)中「児童等の年齢別に応じ、男女別」とあるのは「男女別」と、同表第5項中「児童指導員および保育士」とあるのは「児童自立支援専門員および児童生活支援員」と読み替えるものとする。

別表第14(第6条関係)

児童家庭支援センターの設備および運営に関する基準

- 1 児童家庭支援センターの設置者は、相談室を設けること。
- 2 職員
 - (1) 児童家庭支援センターの設置者は、法第44条の2第1項に規定する業務(以下この表において「支援」という。)を担当する職員を置くこと。
 - (2) 前号の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 支援に当たっては、児童、保護者等の意向の把握に努めること。
- 4 児童家庭支援センターの長は、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、市町村保健センター、学校等と連携し、児童、保護者等の支援を迅速かつ的確に行うこと。
- 5 児童家庭支援センターの長は、その付置されている施設と連携し、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講ずること。